

武藏野市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業のご案内

どんな事業？

訪問看護師等がご自宅を訪問し、重症心身障害児（者）等の医療的ケア等を一定時間行います。これにより、ご家族の介護負担の軽減や休養及び就労等の支援を図ります。介護者の趣味活動や休息、他のご家族の用事などでも利用可能です。

※令和8年4月より就労若しくは就労活動（求職活動）を目的にご利用いただくことが可能になりました。

1 利用対象者

武藏野市にお住まいの方で、以下のすべてにあてはまる方

- ① ご家族等の介護のもと、自宅で生活している（入所、入院している方は対象外）
- ② 65歳未満である
- ③ 医療的なケアを必要とし、主治医の指示のもと現に訪問看護サービスを利用している
 - + ④または⑤のいずれか
- ④ 18歳に達するまでに、【身体障害者手帳1級または2級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る）】と【愛の手帳1度または2度程度の知的障害】の両方を有したと判断できる
- または-----
- ⑤ 18歳未満で、日常生活を営むために特定の医療的ケア（下記参照）を要する

2 サービスの内容

誰が？ 普段利用している訪問看護事業所の看護師等が市の委託を受けて行います。

何を？ 家族の方が普段行っている見守りを内容とし、特定の医療的ケア（呼吸管理、栄養管理、排泄管理等、下記参照）と療養上の世話（体位交換や更衣介助等）を行います。
家事や外出はできません。

いつ？ 曜日や時間帯は利用する訪問看護事業所と相談してください。

※「⑤18歳未満で、日常生活を営むために医療的ケアを要する方」について対象となる医療ケアは下記のとおりです。

- 1 人工呼吸器管理（毎日行うカフマシン、NIPPV及びCPAPを含む。）
- 2 気管内挿管又は気管切開
- 3 鼻咽頭工アウェイ
- 4 酸素吸入
- 5 1日当たり6回以上の吸引
- 6 ネブライザー（1日当たり6回以上の使用又は継続使用。）
- 7 中心静脈栄養（CVPH）
- 8 経管（経鼻及び胃ろうを含む。）
- 9 腸ろう又は腸管栄養
- 10 繼続的な透析（腹膜灌流を含む。）
- 11 1日当たり3回以上の定期導尿（人工膀胱を含む。）
- 12 人工肛門

問い合わせ

武藏野市障害者福祉課

基幹相談支援センター

TEL 0422(60)1847

FAX 0422(51)9239

裏面あり

3 利用回数、費用

1回2～4時間。30分単位で利用可能。1年度（4月から3月）で288時間を上限にまで利用できます。
必要な消耗品等の実費や、キャンセル料（事業所により異なる）は自己負担となります。

利用者の属する世帯の収入状況	1回当たりの利用時間					指示書作成料
	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間	
1 生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
2 市民税所得割非課税世帯						
3 （利用者が18歳以上） 市民税所得割額が16万円未満	370円	460円	550円	640円	740円	70円
4 （利用者が18歳未満） 市民税所得割額が28万円未満	180円	220円	270円	310円	360円	30円
5 1から4まで以外の場合	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円	300円

※「世帯」の範囲

障害者（18歳以上の場合）：障害者本人とその配偶者

障害児（18歳未満の場合）：保護者の属する世帯員全員

※主治医指示書作成料について、3,000円を超える場合の差額は全額自己負担

4 利用方法

相談

- ① 障害者福祉課に、利用を希望される旨をお知らせください。
- ② 利用対象者であるかどうかの確認のため、自宅等訪問によるご本人の面会や主治医等関係機関に問い合わせることがあります。申請に必要な書類をお渡しします。
- ③ 訪問看護事業所に、この事業を利用できるか相談し、利用できるという承諾を得てください。
- ④ 主治医に医師指示書（所定様式あり）の作成を依頼し、事業利用の承諾を得てください。指示書作成料は自己負担となります。利用決定後に3,000円を上限として助成します（「3 利用回数、費用」参照）。領収書を保管しておいてください。

申請

市に以下の書類を提出してください。

- ◎武蔵野市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業利用申請書兼医師指示書作成料助成申請書（第1号様式）
- ◎武蔵野市重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労支援事業医師指示書（第2号様式）
- ◎指示書作成にかかった費用の内訳が分かる領収書（原本）

利用が認められる場合、市と訪問看護事業所が契約を結びます。

市と訪問看護事業所との契約が完了した後、利用決定通知を自宅に郵送します。利用が認められなかった場合は却下通知を郵送します。

利用

訪問看護事業所に直接連絡し、予約、利用してください。

利用できる日時は訪問看護事業所によって異なります。

自己負担分の費用は訪問看護事業所に直接お支払いください。

※年に1度、次年度の利用意向を確認するため、現況届のご提出が必要になります。時期になりましたら市からご連絡いたしますので、ご提出ください。